

W T O 農業交渉日本提案詳細説明ペーパー 緑の政策

(1) 国内支持に関する規律

現行の国内支持に関する規律の基本的な枠組みについては、農政改革を推進するために維持する。

- ・ 現行の基本的な国内支持の枠組みについては、貿易や生産への影響の度合いに応じて「緑」「青」「黄」の三種類に区分されている。各国が取り組んでいる農政改革は、この現行の枠組みを前提に行われているものであり、この枠組みを抜本的に見直し、緑の対象範囲を狭めることは、各国の農政改革の円滑な実施を阻害するものである。したがって、現行の国内支持に関する規律の基本的な枠組みを維持することが必要である。

これまでの U R 合意の実施の経験にかんがみ、農業実態を踏まえた農政改革を推進する観点から、「緑」の政策において次のような改善を行う。

ア . 各国における農政改革の方向と現行協定との乖離を是正する観点から、「生産に関連しない収入支持」の要件について、生産要素をはじめ生産の現状をより反映させるよう改善を行う。(付属書二第 6 項)

- ・ これまでの U R 合意に基づき現行の要件に合致した政策を採用した一部の国においては、生産をめぐる情勢の変化に即応できず、追加的な支援を余儀なくされている。その要因の一つとして、現行協定において「緑」の政策となるためには基準期間以降の各年の価格に関連してはならないとされていることから支払単価が固定され、農産物価格の上昇局面においては過剰な助成となる一方で、農産物価格の低下局面においては不十分な助成となるという問題が考えられる。

実際、現行の要件に合致した政策として過去の作付面積を基準に予め定めた額を毎年支払うこととしたものの、穀物価格の低下に伴い追加的な市場損失支払が行われた例がある。

- ・ また、支払対象についても現行協定において「緑」の政策となるためには基準期間以降の各年の生産要素に関連してはならないとされていることから基準となる過去の作付面積で固定され、現在の作付面積に従った助成が必ずしも行われていないという問題がある。したがって、農業の多面的機能の発揮、財政の効率性の観点から、支払額については、現在の生産量と切り離し

つつも、生産要素をはじめ生産の現状をできるだけ反映させることが必要である。

- ・ 以上のように、「緑」の政策としての「生産に関連しない収入支持」の枠組み自体極めて疑問であり、本来的には根本的見直しを行うべきと考えるが、最小限の見直しをするとすれば、

支払い単価の設定については、基準期間の移動を認める

支払いの対象については、当該年の生産要素（面積・頭数等）を認めるという改善を行うべきである。

イ．市場指向的な政策転換を進める上で必要とされるセーフティネット政策を円滑に導入する観点から、「収入保険・収入保証」等について発動要件、補填割合の制限を緩和する。（付属書二第 7 項、付属書二第 8 項）

- ・ 市場指向的な政策転換を進める上で必要とされるセーフティネット政策を円滑に導入し、農業経営の安定を図るためには、実施の経験にかんがみれば、現行の 3 割以内の収入の喪失の時でもこれを補償する措置が必要である。すなわち各国における政策にかんがみれば、現行の収入喪失要件（3 割超）は現実の農政上の要請とは乖離していると言える。
- ・ また、農業経営は需給変動や自然災害の影響を受けやすく、多くの場合、収入の激減に対して営農の継続を図るためには 7 割の補填割合では不十分である。このため、各国のセーフティネット政策においても 7 割以上の補填割合としている例が多い。
- ・ 実際、現在一部の国においては、収入喪失要件に制限を設けず、保証水準も 100%とする政策や、収入補償額を 50～75%（特定地域では 85%）とする政策が実施されている。
- ・ 以上を踏まえ、具体的には、
農業経営の安定に必要な施策が適時に発動できるよう、現行の収入喪失要件（3 割超）を見直す
不公平な利得の回避の観点を踏まえつつ、農業経営の安定に必要な補填が確保できるよう、補填割合（現行 7 割）を引き上げる
という改善を行う。

- ・ 「自然災害に係る救済」に関しても、「収入保険・収入保証」と同様、農業経営の安定に必要な施策が適時に発動できるよう、現行の収入喪失要件（3割超）を見直す。